

	1 建物規模について 2 周辺整備について	
大野 悦子	○ 地域福祉計画について 市内福祉施設の現況と今後の取り組みについて ○ 議員の呼称について 市役所窓口の対応について	三 十 分

議會運営委員會決定資料

委員會付託件名表

平成三年九月四日第三回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付託件名
総務委員会	議案第七十六号 議案第八十八号 陳情第三十号 陳情第三十一号	福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 平成三年度福生市一般会計補正予算（第三号）（歳入及び歳出予算のうち総務委員会所管分） 義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情書 拙速なる日朝国交正常化に反対する意見書提出に関する陳情書
建設委員会	議案第九十号	平成三年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）
厚生委員会	議案第八十八号 議案第八十九号	平成三年度福生市一般会計補正予算（第三号）（歳出予算のうち厚生委員会所管分） 平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

(第十二号)

れた。

出席議員は次のとおりである。

一 番	大野悦子君	二 番	田村正秋君	三 番	山下進君
四 番	吉沢嘉翁君	五 番	野口秀世君	六 番	浜中輝夫君
七 番	須釜亮次君	八 番	佐藤慶二君	九 番	林田武君
十 番	在原博君	十一 番	松山清君	十二 番	原敏子君
十三 番	遠藤洋一君	十四 番	小野沢久君	十五 番	村野和一郎君
十六 番	齋藤巽君	十七 番	井上寅吉君	十八 番	上野重勝君
十九 番	堀川實君	二十 番	指田保雄君	二十一 番	東田正治君
二十 二番	宮沢良一君	二十三 番	仲村清信君	二十四 番	赤星行夫君

欠席議員は次のとおりである。

2

一 欠員は次のとおりである。

一 議会議事務局職員は次のとおりである。

議会議事務局長 古谷 正夫君

議事係長 島田 幸治君

臨時速記
事務補佐員

杉山 愛子君

出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君

助

役 浅見

裕康君

収入

役 内田

和雄君

教育長 来住野 和也君

企画財政部長

野沢

久人君

総務部長

森田

進君

市民部長 岩崎

好亮君

福祉部長

石川

和夫君

建設部長

小野

光朗君

教育次長 矢崎

茂夫君

行政推進
担当参事

関口

清君

監査委員
事務局長

黒田

登君

選挙管理
事務局長

川辺

登茂次君

一 本日の日程は次のとおりである。

平成三年第三回福生市議会定例会議事日程（第二日目）

開議日時 九月五日（木）午前十時

日程第一 一般質問

日程第二 議案第七十六号

日程第三 議案第七十七号

日程第四 議案第七十八号

日程第五 議案第七十九号

日程第六 議案第八十号

日程第七 議案第八十一号

日程第八 議案第八十二号

日程第九 議案第八十三号

日程第十 議案第八十四号

日程第十一 議案第八十五号

日程第十二 議案第八十六号

日程第十三 議案第八十七号

日程第十四 議案第八十八号

日程第十五 議案第八十九号

日程第十六 議案第九十号

日程第十七 議案第九十一号

日程第十八 議案第九十二号

福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部改正について

東京都市町村職員退職手当組合規約の一部改正について

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部改正について

東京市町村総合事務組合規約の一部改正について

瑞穂斎場組合規約の一部改正について

西多摩農業共済事務組合規約の一部改正について

青梅、羽村、福生地区都市下水路組合規約の一部改正について

西多摩衛生組合規約の一部改正について

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合規約の一部改正について

西多摩地域広域行政圏協議会規約の一部改正について

平成三年度福生市一般会計補正予算（第二号）

平成三年度福生市一般会計補正予算（第三号）

平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

平成三年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）

福生市民会館大ホール舞台調光設備改良工事請負契約

福生市民体育館主競技場窓枠改良工事請負契約

質問いたしておりますが、そのときの答弁は、今後とも前向きに検討であります。その後どのような検討がなされ、現状はどのようなようになっておりますかお尋ねをいたします。

次に、横田基地の關係でございしますが、この夏もまた、私たちの飛行訓練の中止要請にもかかわらずE2Cの訓練飛行が夜遅くまで行われました。昨日の答弁にもありましたが、六日間で七百六十回、最高が八十七ホーン、その苦情件数も百三十五件と過去最高ではなかったかと思ひます。市民の受けた迷惑は大変なものでありました。昭和四十八年以来十八年間横須賀を母港としたミッドウェーが引退し、一回り大きいインディペンデンスが配備されます。このインディペンデンスは昭和四十三年に建造され、本来なら引退するときですが、耐用年数を十五年延ばす大改造が施され、最新の電子機器を備えて生まれ変わったと聞いております。その規模は乗組員と航空員合わせ五千三百人、ミッドウェーよりも五百人も多く、通常八十機もの軍用機を搭載するといわれ、まさに大規模な移動する基地であり、あのE2Cも五機搭載していると言われております。このインディペンデンスに入れかわるのを機会に横田基地での飛行訓練をやめていただきたいと思ひているのは私一人ではないと思ひます。

また、フリッピンのクラーク基地が閉鎖されることによりその影響を受け、横田基地の常駐機がふえればまたその飛行回数もふえ、騒音や危険が懸念されるわけであります。そこで市長の見解をお尋ねいたします。

次に、市庁舎の駐車場でございますが、今さら私が申すまでもなく、市庁舎の駐車場は手狭になっております。用事があって市役所に来てても車が置けないことがたびたびあります。また、それと同時に大変この周りの道路は交通の取り締まりが厳しく、パトカーがちよいちよい回っている現状であります。何とかこの対策を考えねばならない時期にきておりますが、理事者としては対策を考えているかどうかお尋ねをいたします。

次に、市有財産の管理についてお尋ねをいたします。市の財産については適正かつ公平に管理されていくてはなりません。先だって、ある市民の方から「自分の持っている公園では道になっていくところにか家が建っているがどうなっているか」という質問をいただきました。調べてみましたところ、それは昔の

赤道で、昭和五十二年八月二十五日に国から市に移管され、現在は福生市の普通財産となっております。場所は一六号線とわりつけ街道の間、フレンドシップパークの周辺ですが、廃道敷が普通財産としてあるはずですが、現在どのように管理をされているか。

また、市道一〇六七号線、これは行政財産になりますが、原ヶ谷戸の町会の中ですが、起点はわかっておりますけれども、終点がはっきりせず、どうも家が建っているように思ひますが、ここの管理はどのようなになっておりますか。

以上、四点について演壇での質問とさせていただきます。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 小野沢議員さんの御質問にお答え申し上げます。

御質問の第一点目、管理公社についての御質問でございますが、施設の良好な維持管理とか、あるいは市民への行政サービス向上の面などを御配慮いただく中で御質問をちょうだいいたしたわけでございまいが、これまで市といたしましては、シルバー人材センターの活用や委託により施設などの適正管理を進めてまいりましたが、市の施設も大変多くなつてまいりましたので、御指摘のような点を踏まえまして検討させているところでございます。

目下のところでは、公社に移管できる業務、それに伴う諸経費、公社の組織としての維持など検討いたしておりますが、単に施設の維持、補修的な業務のみでは公社としての維持継続は厳しいものと想定されますので、公社として取り組みます事業としてどのようなものがどこまで可能か、さらには人的措置などについても検討を深めていかなければならないと考えております。したがいまして、この件につきましましてはなお時間をいただかなければならないと考えております。ただ、市といたしましても、今後とも施設の増加が見込まれますので、早い時期に議会にも御相談できるようにしていかねばならないと思ひております。何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

次に、横田基地について御答弁を申し上げます。御指摘のようにミッドウェーにかわつてインディペンデンスが横須賀に配備されたわけでございますが、これに伴う艦載機の数も、各資料によりばらつきはご

ございますけれども、十四機から二十四機ぐらいにふえて、横田で訓練しておりますE2Cも四機から五機にふえるようでございます。私といたしましては、インディペンデンスの交代配備の機会をとらえ、横田基地での艦載機による飛行訓練をやめていただくよう要請したいと考えておりまして、周辺市町に御相談申し上げましたところ、御賛同をいただきましたので、近日中に四市二町の市長、町長連名によりまして関係機関に対して強く要請いたしたいと存じておりますので、よろしく願いたいと存じます。

また、フィリピンの子ナツボ火山の噴火によるクラーク基地の閉鎖に伴う横田基地への影響につきましては、国及び基地側に確認いたしましたところ、現在のところでは移駐等の計画はないということで、いささか安心をしておるところでございますが、今後とも情報収集に努めて適切な対応をいたしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いたいと存じます。

次に、市庁舎駐車場について御答弁申し上げます。市役所に来庁されても駐車場が利用できないという市民の方々には大変御不便をおかけし、申しわけなく思っておりますのでございます。限られたスペースの中でございますが、適正な使用をするため、将来的には外部に委託をするということも含めまして検討をしなければならぬものと思っておりますのでございます。詳細につきましては、担当部長から答弁をいたさせます。

次に、私有財産、廃道敷の管理につきまして御答弁申し上げます。この問題につきましては、過去にも小野沢議員さんから御質問をいただき、御心配をおかけしていることに対しましてはまことに申しわけなく思っております。この廃道敷の問題につきましては、以前から火急に整理すべきことと努力し、例年少しづつではございますけれども、二件ないし三件ほどの整理をいたしてきていますところでございますが、なお現在三十四筆、約千七百八十平方メートルが残っているという状況でございます。この中には将来道路敷地としての交換が予定されているものなど七筆、約百八十平方メートル余りも含まれております。

廃道敷の問題につきましては、歴史的経過もあり、境界の査定も難しいことから管理も十分に行き届かぬ点につきましておわびしなければなりません、御質問いただいておりますところの問題も含めまして、

今後時間のかかることは存じますが、計画的に調査をいたしまして解決に向けて積極的な努力をしてまいりたいと考えておるところでございますので、よろしく御理解が願えればと存じます。

なお、市道一〇六七号線につきましては、担当部長から答弁いたさせます。

以上で、小野沢議員さんからの御質問に対します答弁とさせていただきます。以上でございます。

○総務部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきます。ただいま市長が答弁申し上げました市庁舎駐車場につきまして、補足をさせていただきます。

庁舎の前の来客用の駐車場につきましては、御案内のように現在約六十台ほどのスペースで、大変狭くて来庁される市民の皆様には大変に御不便をおかけしていると、十分に使用していただけないと、そういうのが一応現状でございます。現在、管理の方法につきまして申し上げますと、常時というようなことではございませんけれども、無断で駐車している者、あるいは長時間使用している者等に対しまして口頭、あるいは張紙等により警告をしているところでございますが、十分効果が上がっていると、そういう状況ではないわけでございます。

また、この庁舎前の駐車場につきましては、できた時点では今と当然事情が違うわけでございますが、そう混雑もございませんで、商業振興の一環として開放してもらいたいと、そういうふうな要望がありまして、現在のような管理形態をとっていると、そういうのが実情でございます。

しかしながら、今の車社会を考えますと、状況も大分変わってきているわけでございます。来庁者を優先させるために適正な管理をしていかなければいけないと、そういうふうな思いがあります。常時人を配して管理すると、そういうことも含めまして、今後検討させていただきたいと、そのように一応考えておるところでございます。以上でございます。

○建設部長（小野光朗君） それでは、続きまして市道一〇六七号線の御質問に御答弁申し上げます。この場所は原ヶ谷戸の多摩橋通りでございますけれども、原ヶ谷戸の東福保育園の反対側の方を越えたところに位置するところでございますが、この件につきましては、昭和四十八年に法務局が旧公図を新公図に切り替えたわけでございますけれども、旧公図には二百五十五番地先までとあったわけでございますけれど

も、線が入っていたわけですが、新公図が手前の二百五十八番地先までというふうな図面になってしまったために道路延長が短くなったというふうなことでございます。

したがって、その新旧公図に違いが生じたことが一番の原因でございますが、さらに、隣接土地の分筆登記をなさった申請者の方が現地確認についてもちょっと問題があって、道路敷を包含してしまったと思われるわけでございます。こういう経過がございますので、御指摘をいただきましたので、当時の地主さんとも御相談申し上げまして、解決策を見出していきたいと思っておりますので、よろしく願ひ申し上げます。

○十四番（小野沢 久君） それでは、自席から何点か再質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願ひをいたします。

まず、公社の問題でございますけれども、この問題、ずっと以前からも担当の方にはその必要性を訴えてきたわけでございます。そういう中で、ようやく具体的な検討が進んでいるのではないかと、今の答弁では感觸を得たわけでございますが、公社の必要性というのは十分に理解をしていたいただいていると思うのです。やはり行政が大きくなればなるほど、そういう部分ではそれを補うところが必要になってまいります。ですから、そういう面ではいいものをつくれれば非常に効果は上がる。ただそうではない、つくっただけのものであるとかえってまたそれが今度は収益性の問題や行政全体の足を引っ張ることになりますので、なかなか難しい問題もあることも十分承知をいたして質問をいたしているところでございますけれども、ただいまの市長答弁はなおもう少し時間が必要と、できるだけ早い機会ということでございますけれども、検討されている内容、今の答弁でもうちょっとあるような気がいたしますので、もう少し踏み込んだ具体的な手続きだとか、あるいは規模的なようなものを含めて答弁できるものがあれば願ひをしたいと思ひます。

次に、横田基地の関係ですが、このミッドウェーからインディペンデンスにかかわることを機会に周辺市町、四市二町で要請をしたいということでございますけれども、非常にそういう面ではいい機会だと思うのです。今までも再三要請や抗議行動を繰り返しながらも一向に成果が上がっていないのが状況、成果と

いえば東京都に協力していただいて、中止要請と一緒にやっていたということが大きなきこへきての変化であり、成果ではなかったかと思うのですけれども、今まで要請する相手については外務省から始まって防衛庁、防衛施設庁、あるいは横田の事務所、在日米軍第五空軍司令官と横田基地の司令官と、大体今まではこのようなところに抗議をし、要請をしているわけでございますけれども、やはりここでもう一步枠を広げた形の要請をすべきだと思うのです。例えば、一番のアメリカの窓口は大使館ですから、アメリカ大使館だとか、あるいはインディペンデンスの所属する海軍の司令官とか、あるいは艦長とかというところへも、もう横田基地でやってもらっては困るのだというやはり強い意思を表明しないと、彼らは日本の防衛をしているのだという認識のもとに、一生懸命飛ばすことが一生懸命仕事をするようになるわけですが、それでも、それが、我々福生の市民にしてみると一番困ることになるわけでございますけれども、一番いいのはどこか、硫黄島があるわけですが、もっと足りなければほかでやっていただいて、大いに訓練はしていただいて結構だと思うのですが、横田でやってもらっては困ると。特に福生周辺を飛んでもらっては困ると。やはりこれは福生の議員の仕事でもあり、やはり市民もそう思っておりますので、一味違った要請をしていただきたいと思いますと思ひますが、そこら何か考え方があるのかどうか、あるいは可能かどうかというのを願ひいたします。

次に、庁舎の駐車場の件でございますけれども、適正な利用していかなくてはならないのは当たり前のこと、商業振興といったような若干の発言もございましたけれども、そういう時代でないことは周知のとおりだと思います。駐車場というのは大変貴重な今施設になっておりますし、車庫法の改正も含めて路上駐車も罰金も上がっております。住民票を取りに来て置くところがなくて、隣の道に置いて駐車違反で引っ張られたのではこれはたまたまないわけでございますので、当然、前からわかっていることから、それなりの調査もしていると私は思っていたのですが、どうも余りそうでもないようで、今の答弁では無断、長時間については口頭、張紙ということで、警告ということですが、無断駐車に対する警告をしているようなところは見受けたこともないし、一晩中置くのには張紙がしてありまして、それはやっていると思うのですけれども、もう少し具体的な調査をしたことがあるのかどうかということをお尋ねいた

します。

よその市の関係もございすけれども、福生の市役所というのは非常に地の利がいいところでありまして、駅にも近いし、商店街にも近いし、また遊ぶところにも近いし、オフィスにも近いという面で、非常にそういう部分では庁舎の、市役所に来る以外に大いに利用がある。ましてや銀行の窓口が二個もあるわけでございますから、本店の方に行くには駐車場もないけれども、市役所に来れば駐車場があつて銀行のオンラインで操作ができるという、そういう部分もあるわけです。それがすべていかんというわけではないですけれども、やはり本来の市に来る人が使える状況を確認するのは、これは行政財産を管理する立場として当たり前のことだと思いますので、過去にどういう形であれ、市に来たか、あるいはほかに行くのかというような調査をしたことがあるのかどうか。私は、商業振興ということも含めて、閉庁時にはやはり大いに開放して利用していただいて結構だと思うのですけれども、そうでない時期には本来目的に合うような対応をするべきだと思いますので、調査をしたことあれば、その結果についてお尋ねをいたします。それから、私有財産の管理の関係、廃道敷の普通財産でございすけれども、これは非常に市民からしてみると不公平だという感があるわけですね。まして地続きの人にしてみれば、そこには昔は道があつたけれども、現在家が建っているということになつてしまつて、これは大変市民から不信感も出てくるし、また今回のようなこういう指摘をされなくてはならない結果になつてくるわけですよ。現実に現地を担当者は見に行っているのかどうか、それで見た結果はどうなつていたか。私も見てまいりましたけれども、実際にそういう部分では非常に、道ですから本来ならば向こうが透けて見えるわけですが、そういう状態になつていない。これは確認したかどうかという点を一つ。

それから、古い話でもう十二年前にやはりこの問題、私が議員になつてすぐでございすけれども、廃道敷の關係の払い下げをきちんとして、きちんと管理しなさいということと質問をしているわけですが、それで当時も、十二年前ですが、面積において四十筆、三千二百二平方メートルですから、若干面積では半分近くに、払い下げ、要するに払い下げといつても、これは鑑定士を含めた形で売るといふことですから、払い下げというだけで、売つたという、普通財産を処分したということだと思ふのですけれども、

も、そういう中で当時の、これはもう故人ですけれども、助役の篠崎さんの答弁によりますと、廃道敷の現状ではまちと關係なく使われているのが全体の三分の一という答弁があるわけですが、建物とか物置きが建っているのがどのくらいかという質問に、三分の一程度は建物が建つてゐるといふ答弁が十二年前にもうなされてゐるのです。ですから、当然そういうことに対してそれがいいわけがないわけですから、それなりの対応をしてきてゐると思ひますので、その対応はしたのかどうか。それと、当時の答弁でも申請の出てゐない三十七筆については、照会状を出した方がいだらうと思つて近く実施するつもりです。その照会状の内容といふのは払い下げをしますかといふような内容の答弁になつてゐますけれども、さかのぼつた古い話で恐縮ですが、そういうことをしたのかどうか。二つです。

それから、現在は三十四筆、千七百八十平米といふことはわかりましたけれども、それと同時に、もうこういう長い間放置をしてゐるわけでございます。心配をするところは、普通財産ですから当然管理をしないで置けないのは行政です。その中で民法との關係です。民法の一六二条の取得事項の關係ですけれども、これは当然そんなことは私が言うまでもなくおわかりと思ふのですが、「二十年間所有の意思を持つて平穩かつ公然と他人のものを占有したるものはその所有權を取得する。」といふのが民法の一六二条の一項の規定ですけれども、これとのかかわり合ひはどのようになつてゐるのかお願いいたします。

それと、これは一六号のわきの廃道敷の件ですけれども、小野部長が答弁をした市道の一〇六七号線、これは現実に市道として認定がされてゐる道路であります。行政財産ですから、当然普通財産よりも厳しい管理をしなければならぬのは当然であります。まして、それが途中から消えてしまつて、現状は私の見る限り家が建つてゐる。今の答弁によりますと、四十八年に法務局で旧公園を新公園に書きかえたときに終点二百五十五番地が二百五十八番地となつて短くなつたといふ説明ですね。そうするとこれは、面積でどのくらいになるか、十メートルあるかどうかだと思ふのですが、公有財産の行政財産が消えてなくなつたといふ、これは大変なことなのです。それと同時に、抜けられるべき道が抜けられなくなつたといふ、本當にこんなことが起きてゐるかといふ氣がするのですけれども、指摘されなければわからなかつたといふことは、市道としての管理をしてゐなかつたのではないかという点が一点。この市道一〇六七号線に

ついでどのような管理をしてきたのか。法務局の書き換えによってなくなってしまったという事実を今後どのような形で対応していくのか、お願いをいたします。以上です。

○企画財政部長（野沢久人君） それでは、一点目の公社の關係につきまして、具体的にどんなことの検討をしているかという御質問でございますので、お答えをさせていただきます。最初に現在の段階、調査研究段階という状況でございます。まず一つ、非常に大きな問題になりますのは、いわゆる事務事業のどこの範囲までを公社がやれるようにできるかという問題でございます。これにつきましては、最近自治法が改正になりました、施設管理だけでもいいという状況も出てまいりましたが、まだ具体的にどんな形でというような具体的な例がありませんので、そういうことも含めましての研究をさせていただいたり、あるいは地域の文化等の振興といったような問題についてもどう考えるかと、あるいはスポーツ振興といったようなものをどう考えるかといったような問題もございます。その範囲の問題が一つございます。それに伴いまして、そういったものはっきりしてまいりますと、今度は法人の組織形態の問題が出てまいります。これは、通常は財団法人で仕事をしていく形になろうと思っておりますが、そういった仕組み、やり方についての各種の研究といったようなものを今進めているところでございます。

いずれにいたしましても、この仕事は市民に対するサービスの向上といったものが非常に大きなウェイトを占める仕事でございますので、そういったサービス向上がどういう形で図られるのか、そのための組織というのはどうあるべきなのか、さらには、その場合に採算性、あるいは経営の安定といったようなもの、あるいは公金の効率的運用といったようなもの、そういった部分の各種のメリット、デメリットみたいなものを出させていただく中で、全体的な形みたいなものを決めていかなければいけないというようなことの中での研究を進めさせていただいているところでございます。

そういったところでございまして、その部分の研究をしまして、その上で今度は内部調整、手続き上の問題ということでございますので、その辺を申し上げますと、内部調整をまずしなくてはいけないという問題が出てまいります。特にこれは、それぞれの今やっております仕事との事務分掌とのかかわり、あるいは組織とのかかわり、あるいは人員の問題といったようなものも出てまいりますので、その辺の内部

調整をいろいろしていかなければならないという問題が出てまいりまして、そこを進んでいきますと、全体的な意思決定をしていくということになるうと思えますし、議会にも御相談を申し上げていく段階になってこようかというふうに考えております。

そこが済みました段階で、今後はこの事業につきましては東京都知事の許可の事務でございまして、許可申請を出していくということになってまいります。これは設立の趣旨とか、寄附行為とか、そのほか各種の資料が必要になってくるわけでございますが、そういったものを用意をいたしまして、東京都の方に申請をいたしました上で、その上で、東京都の方は今までのケースで言いますと、東京都は最低六ヵ月ぐらいは審査にかかるというふうなことのようでございますので、そういった作業を今後手続的には進めていかなければいけないというふうに考えております。鋭意努力をして進めさせていただきたいと、こんなふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○総務部長（森田 進君） それでは、何点かにわたりまして御答弁をさせていただきます。

まず、基地問題に關係をいたしまして、今回インディペンデンスの交代時に中止要請をする要請先を拡大する考えがあるかどうかということでございますけれども、御指摘のとおりでございます。効果を上げるのが先決でございますので、四市二町ともお図りをしまして、できるだけ効果的な部署まで広げていきたい、そのように考えております。

それから、庁舎の駐車場の問題でございますけれども、調査をしたことがあるか、これはいわゆるこういった市役所の駐車場の管理等についての調査と、それからもう一つは、実際に役所を利用している市民の調査と、そんなふうに一応受け止めたわけでございますけれども、まず一点の近隣市における役所の駐車場の調査でございますが、これにつきましては、平成元年の九月に調査をいたしました。それ以後若干管理形態等も変わってきているところもあるようでございます。それらを含めまして、現在二十六市中十一市が外部に管理を委託していると、そういうのが実情でございます。

なお、調布市等では職員等、臨時職員を配置しております。常時人を配置、管理している市は十二市、また狛江市のように直営であっても自動センサーコイン方式、これはコインか何かを来庁者にお渡しをし